

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、登園可能になりましたら治癒証明書をご記入のうえ保護者にお渡しください。

..... き り と り

治 癒 証 明 書

石原かがやきこども園 園長様

氏名 _____

(平成・令和 年 月 日生)

病名「 _____ 」

上記の者は 月 日より登園停止となっていましたが、他に伝染のおそれ
がなくなりましたので、 月 日から登園してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

医師

印

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思われます。もし、これが下記の病気ですと他の園児に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。なお、病気が治って登園する場合は、裏面にある医師の証明書をいただいて園に提出してください。

《学校等で予防すべき感染症》

学校保健安全法施行規則 H24.4改正

停止期間の基準 学校等で予防すべき感染症の種類	登園停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体インフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る)	・ 治癒するまで
第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核	・ 解熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、腫脹が消失するまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 感染のおそれなくなるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注 ・上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・感染性胃腸炎(ノロウイルス等)手足口病・伝染性紅斑(りんご病)及び溶連菌感染症は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても嘔吐、下痢があったり、普段の子どもの様子と異なる時は無理をせず園を休ませましょう。登園の判断に困ったときは主治医の先生や委託医の先生に相談しましょう。